

かみいち Deai Bar 事業業務委託 仕様書

1 委託業務名 かみいち Deai Bar 事業業務

2 目的

上市町の最重要課題である人口減少や少子化に歯止めをかけるため、町内外の若者が集う機会・場を創出することで、関係人口を増やし、将来的な移住に繋げるための事業です。

この事業は、婚活ではなく、誰もが参加でき、町を活気づけるためのイベントであることを認識してもらうことが重要であると考えます。また、地域の人と参加者とが交流を深める場を幅広く作っていくことで、参加者に町への愛着を持ってもらい、イベント後も気軽に訪れることのできる町を目指していくものとします。

具体的には、「人と人のフラットな出会いの場」、「魅力的なゲストや共通の趣味を持つ人との出会いの場」及び「町の魅力的な場所との出会いの場」という3つの出会いの場を提供するイベント、「かみいち Deai Bar」を定期的で開催します。Deai Bar の会場には町内の店舗や建物、場所等を選び、毎回会場を変え、ゲストや同じ趣味を持つ人同士の交流を図るものです。

3 業務期間 契約締結の日から令和5年3月10日まで

4 業務内容

(1) かみいち Deai Bar の開催告知及び参加者募集

かみいち Deai Bar (以下「イベント」という。) の開催を、ポスター、チラシ、簡易WEB及びSNSを使って幅広い世代に告知し、参加者を集めるもの。

- ・メインターゲットは、イベントを欲している若い世代とし、町内町外問わず集客すること。なお、1回当たりのイベントで15人以上を集客すること。
- ・参加資格は18歳以上とし、参加申込みの際に性別、年齢及び婚姻の有無を確認すること。
- ・イベント専用のホームページを作成し、開催告知や参加者の募集案内を適時行うこと。また、参加申込みもホームページ上で行えるシステムを構築すること。
- ・SNSを使った広告により、イベントの開催を効果的に告知し、若い世代の参加を広く募ること。
- ・参加者との連絡を確実な方法で行い、次回以降の開催案内等を情報提供することで、リピーターを確保するよう努めること。
- ・ポスターやチラシを町の主要施設各所に掲示し、幅広い町民に開催の周知を図ること。なおポスターやチラシは、制作から配布までを受託者で行うこと。
- ・ポスターの枚数は1回あたり最低30枚、チラシは1回あたり最低660枚製作すること。
- ・上記に係る費用は全て受託者が負担すること。

(2) かみいち Deai Bar の企画・運営及びコーディネート

イベントの企画調整、会場確保とセッティング、ゲストの依頼とスケジュール調整、運営全般のトータルコーディネートを行うもの。

- ・イベントは6回行うこととし、各回のイベント内容は町と協議のうえ決定すること。
- ・イベントは飲食を伴うものとし、町内事業者へ発注すること。なお、参加者からは1人1,500円の参加料を徴収したうえで、町へ納めることとする。
- ・イベント会場は町内の店舗・施設とし、会場の確保からセッティングまでを行うこと。
- ・ゲストの候補者の選定、依頼及びスケジュール調整等を行うこと。
- ・イベント運営全般のトータルコーディネートを行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと講じたものとする。
- ・上記に係る費用は全て受託者が負担すること。

(3) 参加者へのアンケート調査・集計

参加者にアンケート調査を実施し、Deai Bar 事業の改善に努めるもの。

- ・毎回のイベントにおいて参加者にアンケートを取り、若者の意見・要望については可能な限り次の開催内容に反映させること。
- ・若者のイベントへのニーズを分析し、今後のイベント企画の際の資料となるよう整備すること。
- ・事業終了後も参加者と町とのつながりを継続させ、イベント等の情報提供ができる仕組みの構築を図ること。

5 目標値

- ・イベント参加者数 1イベント当たり15人以上
- ・20～30代のイベント参加者率 1イベント当たり60%

6 成果品

- | | | |
|---------------------------|-----------|-----|
| (1) かみいち Deai Bar 事業実績報告書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各1部 |
| (2) 参加者アンケート集計分析結果報告書 | 紙媒体及び電子媒体 | 各1部 |
| (3) 参加者名簿（各回ごとに） | 紙媒体及び電子媒体 | 各1部 |

※電子媒体は(1)～(3)を1枚のDVD等に格納すること。

7 納入場所

上市町企画課

〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場2階

TEL : 076-472-1111 (内線 223) FAX : 076-472-1115

8 業務遂行上の留意事項

- (1) 本仕様書並びに関係法令及び条例を遵守し、上市町の指示に従い、業務を担当する企画課

と連絡を密にして業務の進捗を図ること。

- (2) 本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業の進捗状況の把握、上市町への状況報告等）を徹底すること。また計画の遅れが生じるなど、課題・問題等が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を上市町に提示し、上市町の承認を得た上で、これを実施すること。
- (3) 本業務で知り得た個人情報及び秘密並びに業務に係る内容を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了した後においても同様とする。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、上市町に帰属するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、上市町へ事前に書面で申し出て承認を得た場合は、本業務の一部を第三者へ再委託することができる。
- (6) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、上市町の責に帰すべきものを除き、全てを受託者の責任において処理すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合や本仕様書に定めのない事項については、その都度、受託者は上市町と協議のうえ、適切に対応すること。